

年末年始の交通安全県民運動

令和5年12月10日(日)から令和6年1月10日(水)まで

運動重点

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- 徳島県の高齢者の交通死亡事故(令和5年10月末)
 - ◆ 交通事故死者・・・高齢者16人(全死者20人の80%)
 - ・歩行者の死者・・・高齢者 7人(死者9人の77.8%)
 - ・交差点の事故(交差点付近含む)
 - ・・・・・・高齢者 6人(死者8人の75%)
 - ・車両単独・・・・・・高齢者 4人(死者5人の80%)
 - ◆ 全国ワースト1・死者に占める高齢者の割合 80%
 - ◆ 全国ワースト1・高齢者10万人当たり 6.5人

○ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

～夕暮れ時や夜間に交通事故が多発～

- ・早めのライト点灯で自らの存在を知ってもらう。
- ・対向車、先行車がない場合は、ハイビームを活用し、歩行者や自転車などを遠くから発見し事故防止を図る。
- ・歩行者は明るい服装、反射材を活用する。

○ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

～酒に強い弱いに関係なく、アルコールが入れば運転操作に影響を及ぼす～

- ・酒酔い運転→5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

～あおり運転抑止のため「ゆずる心・待つゆとり」の気持ちを忘れない～

- ・あおり運転の違反→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・あおり運転の違反＋著しい交通の危険(高速道路等で他の車を停止させるなど)
→5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○ 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

【自転車の運転者等の遵守事項】道交法第63条の11第1項～第3項

- ・自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- ・自転車の運転者は、他の人を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ・児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

